

## **[事案 28-40] 契約貸付無効請求**

・平成 29 年 4 月 24 日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 28-41]の申立人の配偶者である。

### **<事案の概要>**

契約貸付は身に覚えがないことを理由に、保険契約の解約時に解約返戻金から控除された契約貸付精算金相当額の支払いを求めて代理人弁護士から申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 20 年 3 月に契約した終身保険の契約貸付は、募集人が申立人および申立人の妻に無断で行ったものであり、無効のため、本契約の解約時に解約返戻金から控除された契約貸付精算金相当額の支払いを求める。

### **<保険会社の主張>**

本契約の契約貸付は、当該行為を行う権限を有する申立人の妻が申立人の ID およびパスワードを用いて行ったものであり、有効である。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約貸付手続時および契約申込み時の状況等を確認するため、申立人および申立人の妻ならびに募集人の事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続中、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、保険会社に対し、和解提案を促したところ、保険会社より、和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。